

## 第5節 資源化モデル事業の総括

### 1. 大野城市・太宰府市

#### 1) 試算結果・検討会まとめ

試算結果では、生ごみ資源化を行うことにより環境負荷面では大きく改善するものの、経済的には不利になる結果となりました。原因としては、両市では現在一部事務組合で焼却施設を建設中であり、生ごみも焼却処理する予定であるため二重投資になること、焼却処理が福岡市他との広域処理で施設規模も大きく大規模な発電を行うため効率的であること等が考えられます。

検討会の中でも、住民の協力面で生活系生ごみの分別収集を全域で急に行うことは困難であるという意見が多くありました。しかし、生ごみの資源化については推進しなければならないとし、出来るところから取り組んでいく段階的な取り組みという方向で話が進みました。

事業系生ごみについては、排出事業者にとっては食品リサイクル法により再生利用を推進しなければならないため、生活系に比べれば取り組み易い状況ではあるものの、棄物処理法の許可制度の関係で効率的な収集運搬が困難であるという課題が抽出されました。

#### 2) 今後の方向性

以上の検討結果を受け、今後の方向性を整理しました。なお、ここでの方向性については事務局からの提案であり、大野城市・太宰府市両市内部での了承を得たものではありません。

##### (1) 生活系生ごみについて

###### ①段階的に生ごみ資源化を実施していく

一度に大規模な資源化を実施するのではなく、大野城市・太宰府市それぞれに適した資源化システムを模索しつつ、段階的に生ごみ資源化の輪を広げていくとともに、将来を見据えて生ごみ資源化に対する市民意識の向上を図ります。

- ・大規模な生ごみ資源化の実施は経済的負担が大きい
- ・全世帯での生ごみ分別は急には困難（将来的なシステムづくりへ向けた布石）
- ・市民の意識向上が必要

##### (2) 資源化システムの構築について検討する

小規模な循環システムについて検討を行うものとし、想定される対象者、システム案等は以下のとおりです。なお、コスト面の問題から当面は生ごみの収集運搬は想定せず、市民の持ち込みを想定します。

###### ①対象者についての検討

特定地域の全員を対象とすることも考えられますが、検討会での意見を考慮し、希望者（登録制等）のみを対象としたシステム作りを中心に検討を行っていきます。分別される生ごみの量によって処理方式や処理能力の検討を行う必要があるため、市内の一部地域での募集とするか、市内全域での募集とするかについて事前に検討を行います。

②資源化方法についての検討

本地域は都市化が進んでおり、生ごみ資源化施設の新規立地は困難である上、域内には活用可能な民間（JA や農業法人）堆肥化施設も存在しないことから、市域外の民間再生利用事業者を活用するか小型堆肥化装置で対応する方法等が想定されます。

今後は、次の搬入形態の検討と合わせて、どのような方法を選択するか検討します。

③搬入形態についての検討

生ごみのまま搬入するか一次発酵後（乳酸発酵後[EM ボカシ]又は家庭用コンポスト）の堆肥を搬入するか、又は両方に対応するかについて検討を行います。

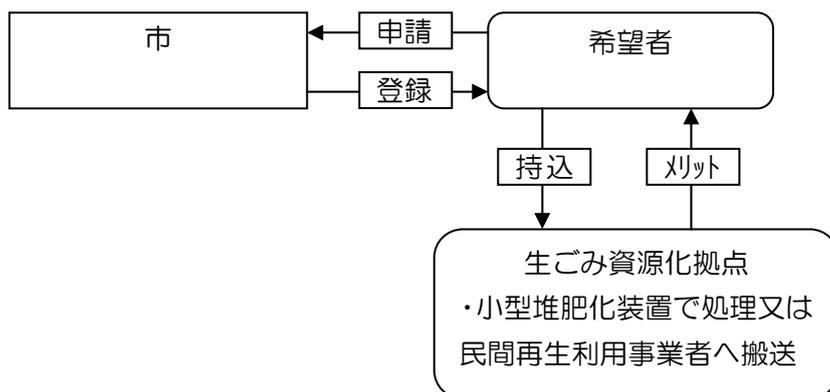


図2-1 生活系生ごみ資源化システムの構築について（案）

表2-4 選択肢とメリット・デメリット

		メリット	デメリット
対象者	希望者を対象	○不公平感が無く、メリットを与えやすくなる ○分別の徹底が容易であり、管理がしやすい	●場所によっては搬入距離が遠くなる。（持ち込みの困難性） ●距離により持ち込み頻度が低くなるのが想定されるので生ごみの直接持ち込みは不利である。 ●管理に専門の職員が必要となる。
	特定地域を対象	○搬入場所が近くにあるため、住民の持ち込みは容易であり、利便性は高い ○管理は地域住民で行える可能性がある（市の経費節減）	●分別の徹底が困難であり、管理する人が大変である。 ●特定地域のみでは不公平感があり、特にメリットを与えにくい。※
資源化方法	小型堆肥化装置	○設置は比較的容易である	●生産された堆肥の二次発酵や利用先を確保する必要がある。
	民間再生利用事業者	○堆肥の利用先等は確保されている	●ある程度量が確保できなければ、運搬原価が高くなり、経済的に不利となる。
搬入形態	生ごみ	○住民の手間はかからない	●長期保管がきかないため、頻繁に搬出する必要がある。（距離が遠くなる人には不向き） ●悪臭や腐敗の可能性がある。
	一次発酵後の堆肥	○搬入回数が少ない ○悪臭や腐敗等の問題が生じにくい	●住民に手間と経費が生じる

※考え方によっては、メリットがあることが分かれば、参加する地域が出てくる可能性もある。

③積極的に取り組む人に対するメリットについて検討する

- ・可燃ごみ処理料金（指定袋）の節約効果についてPRします。
- ・何らかの報酬（花の苗や野菜等）について検討します。
- ・市民が搬入しやすい受入れ体制について検討します。

④総合的な資源化システムの構築について検討する

- ・生産される堆肥については、市域に農地が少ない現状を考慮し、農家以外での活用方法や近隣市町村との広域的連携について検討を行います。
- ・市や観光地におけるイベントと連携して取組みの推進やPRを図ります。
- ・生ごみの資源化に合わせて、里山の再生等、他の環境保全とリンクさせたシステム作りについて検討を行います。
- ・堆肥については、利用者が利用しやすいコスト設定や性状確保について検討します。

(2) 事業系生ごみ

①排出事業者に対する普及・啓発を実施する。

食品リサイクル法の多量排出事業者を始め、事業系生ごみを排出する事業者に対し、資源化方法等に関する情報提供・説明会の開催等の普及・啓発活動を実施します。

②効率のよいシステム構築の支援

小型堆肥化装置を用いる排出事業者については、生産された堆肥の利用先確保について、関係者が協力して情報提供や農家等との調整を行います。

民間再生利用事業者での収集運搬を希望する排出事業者については、収集運搬コストを削減するため、量の確保等の面から関係者が協力して調整を行います。この際、市域を越えた効率的な連携についても検討を行っていきます。これには、廃棄物処理法上の収集運搬の許可制度が関係するため、品目限定の許可や再生利用指定制度等の導入について検討を行い、法的な課題を解決するよう検討を行っていきます。

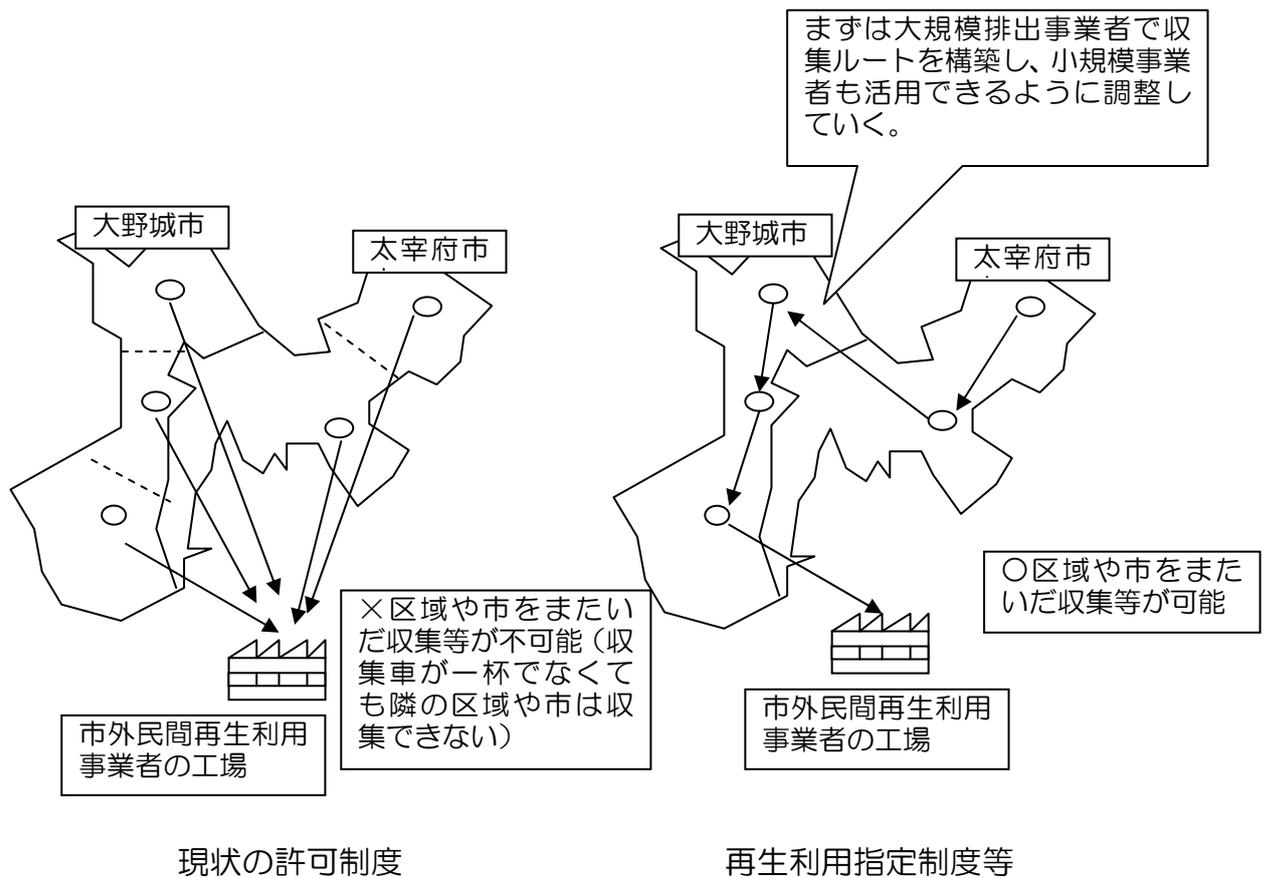


図2-2 収集運搬の効率化

### ③排出事業者への支援

事業系生ごみの資源化を推進すると、環境負荷面で改善されます。一方で排出事業者の負担が増加することから、積極的に取り組む排出事業者が得するような支援策について検討します。また、併せて経済的なインセンティブが働くような仕組みについて検討を行っていきます。

また、積極的に取り組みを推進している排出事業者のPRを行う等の支援についても検討を行っていきます。

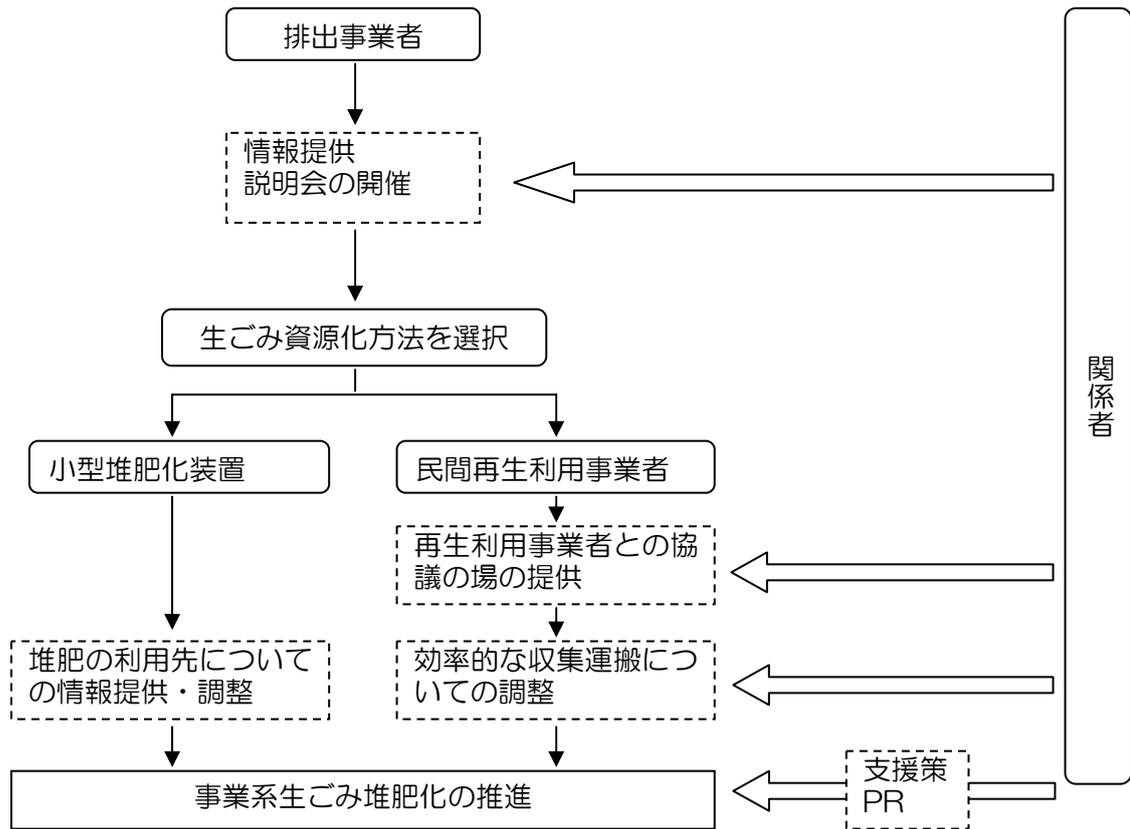


図 2 - 3 事業系生ごみ資源化システムの構築について (案)

(3) 継続的な検討の実施

今後も継続的に生ごみ資源化について検討を行っていくことが必要です。

なお、検討を行うにあたっては、生活系、事業系別々に検討会を開催することとし、生活系は地域性もあるため大野城市、太宰府市がそれぞれで検討を行い、事業系については両市で広域的に検討を行っていくことが望ましいと考えられます。